

経 済 産 業 省

20230905 貿局第1号
輸出注意事項2023第15号
経済産業省貿易経済協力局

「血液製剤の輸出承認について」等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年9月8日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「血液製剤の輸出承認について」等の一部改正について

「血液製剤の輸出承認について」（平成12年12月28日付け輸出注意事項12第98号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

「血液製剤の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

（別紙１）

○血液製剤の輸出承認について（平成１２年１２月２８日付け輸出注意事項１２第９８号）

改 正 後	現 行
1（略）	1（略）
2（略）	2（略）
3 輸出承認の申請	3 輸出承認の申請
（１）（略）	（１）（略）
（２）輸出承認申請の際の添付書類	（２）輸出承認申請の際の添付書類
①（略）	①（略）
② 当該申請に係る血液製剤の輸出について、厚生労働省医政局 <u>医薬産業振興・医療情報企画課長</u> の確認を受けたことを証するに足る書類	② 当該申請に係る血液製剤の輸出について、厚生労働省医政局 <u>経済課長</u> の確認を受けたことを証するに足る書類
③（略）	③（略）
（３）（略）	（３）（略）
4（略）	4（略）

「アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

（別紙２）

○アメリカ合衆国向け冷凍のあさり、はまぐり及びいがいの輸出承認について（平成１２年１２月２８日付け輸出注意事項１２第１１１号）

改 正 後	現 行
1（略）	1（略）
2（略）	2（略）
3 輸出承認の申請 （１）（略） （２） 輸出承認申請の際の添付書類 ①（略） ②（略） ③ 当該申請に係る冷凍のあさり、はまぐり又はいがいが、別に定める衛生基準に適合した製造場で製造されたものである旨の厚生労働省 <u>健康・生活衛生局長</u> が発行する証明書の原本及びその写し２通	3 輸出承認の申請 （１）（略） （２） 輸出承認申請の際の添付書類 ①（略） ②（略） ③ 当該申請に係る冷凍のあさり、はまぐり又はいがいが、別に定める衛生基準に適合した製造場で製造されたものである旨の厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局長</u> が発行する証明書の原本及びその写し２通
4（略）	4（略）
5 証明書の発行 アメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり又はいがいを輸出しようとする者は、厚生労働省 <u>健康・生活衛生局食品監視安全課</u> に申請書２通を提出して証明書の発行を申請することができる。	5 証明書の発行 アメリカ合衆国向け冷凍あさり、はまぐり又はいがいを輸出しようとする者は、厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</u> に申請書２通を提出して証明書の発行を申請することができる。